

第四十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十六号

昭和四十年五月七日(金曜日)
午前十一時五分開会

常任委員会専門 小田橋貞壽君

委員の異動
五月七日

増原 惠吉君
補欠選任
鳥島徳次郎君

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 上原 正吉君
中川 吉雄君
向井 長年君

委員

植垣 弥一郎君
齋藤 昇君
鳥島 徳次郎君
前田 久吉君
藤田 進君
鈴木 一弘君

衆議院議員

発議者 田中 武夫君
修正案提出者 麻生 良方君
修正案提出者 浦野 幸男君
修正案提出者 大村 邦夫君

政府委員

總理府總務長官 白井 莊一君
公正取引委員長 竹中 喜滿太君
事務局長 村上 春藏君
通商産業政務次官 村上 春藏君
通商産業大臣官房長 熊谷 典文君
中小企業庁長官 中野 正一君
事務局側

本日の會議に付した案件

○中小企業者の事業分野の確保に関する法律案
(衆議院送付、予備審査)

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第三号)(衆議院送付、予備審査)

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第三号)(衆議院送付、予備審査)

○小規模企業共済法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日は、中小企業者の事業分野の確保に関する法律案はか三案の提案理由の説明を聞きまし、後、小規模企業共済法案及び海外経済協力基金法の一部を改正する法律案の審査を行なうこととなりまし、御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、委員の異動について御報告いたします。

本日、増原恵吉君が辞任され、その補欠として鳥島徳次郎君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより議事に入ります。

予備審査のため、本委員会に付託されました中小企業者の事業分野の確保に関する法律案、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(閣法第一二七号)、下請代金支払遅延等防止法

の一部を改正する法律案(衆第三二二号)、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(衆第三二二号)、以上、四案を一括して議題といたします。

○衆議院議員(田中武夫君) 社会党提出、中小企業者の事業分野の確保に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

今日、中小企業の経営がきわめて困難な状態に置かれている原因の主たるものは、対大企業との関係であります。大企業がその資本力にものい

わけて、従来の中小企業の分野にまでどんどん進出し、弱小中小企業を駆逐しつつあるのが今日の

実情であります。大企業が中小企業分野に進出するやり方には、大企業自身が直接行なうもの

か、既存の中小企業に資本や役員を投入して、実質上の支配権を確立する方法があります。このよ

うな傾向を放置しますならば、中小企業は近き将来、その存立の基盤までも奪われること必至であり

ます。わが党は、この事態を深く憂慮し、かねて中小企業者に適切な事業分野を確保して、その経営の

基礎をまず安定させなければならぬと繰り返し強調し続けてまいりましたのであります。これに對

して、政府自民党は、事業分野を定めてこれを中小企業者に確保することは、憲法に違反するとい

って反対してきたのであります。しかしながら、事態の悪化は、誤れる違憲論をもって放置すること

を許さず、最近ではようやく政府自身でさえ、大企業と中小企業との間の事業分野について、何

ら、その分野への大企業者の進出を規制することによって、中小企業者に存立の基盤を確保すること

が何よりも緊急必要のことと存する次第であります。これが本法律案を提出する理由であります。

次にその内容の概要を御説明いたします。まず第一に、本法律案は中小企業者の事業分野として確保すべき適切な業種を次の基準に基づいて、政

令で指定することによりたしております。すなわち、製造業、建設業またはサービス業に属する業

種のうち、その業種に属する事業を営むものの総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、

かつ、その業種の過去一年間の生産実績なり取り扱ひ量のおおむね三分の二以上が中小企業者によ

って占められ、経済的にも中小規模の企業形態が適切であつて、もしこの分野に大企業者が進出

する場合においては、中小企業者を著しく圧迫すると認められるものを、中小企業の事業分野とし

て確保しようとするものであります。第二に、指定業種を営むものはすべてこれを届け

出させ、大企業者が指定業種の分野に新たに進出し、拡張することを制限し、これに違反するもの

には罰則をもつて臨むこととしたのであります。第三に、大企業者がみずから行なわなくとも、

資本的または人的関係において支配力を持つ中小企業者をして行なわしめる場合も、同様に規制の

対象とし、主務大臣が大企業者に対しその違反行為を排除するための命令を出すことができるよう

にして、予想される脱法行為を未然に防止することとしたのであります。

第四に、かかる業種の指定並びに大企業者の進出制限、脱法行為の禁止等に関する政令を制定、

改廃する場合、大企業者に対する命令を行なう場合

は、特に公正を期するため中小企業審議会に諮問

し、その意見を聴くこととする。

以上が本法律案の概要であります。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で本日の議事は終了

いたします。散会。

○事務局側

第九部 商工委員会會議録第十六号 昭和四十年五月七日【参議院】

することとしたのであります。

以上が本法律案提出の理由並びにその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます、提案説明を終わります。

○委員長(豊田雅孝君) 日井総理府総務長官。

○政府委員(日井莊一君) 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本改正案の内容は、第一に、下請代金の支払い期日は、給付の内容について検査をするかどうかを問わず、その給付を受領した日から起算すべきものである旨を明確にし、第二に、親事業者が下請事業者に対し交付すべき書面の記載事項として、下請代金の支払い方法その他の事項を追加し、かつ、記載事項については、公正取引委員会規則で定めるとし、第三に、親事業者が下請事業者に対し有償支給した原材料等の対価を、下請代金の支払い期日より早い時期に、その下請代金と相殺し、または支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することとなる親事業者の行為を規制し、第四に、下請代金の支払いにつき、一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害することとなる親事業者の行為を規制し、第五に、下請代金の支払いを遅延している親事業者に対し、下請代金の支払いとあわせて遅延利息の支払いについて催告することができることとするものであります。

これらは、本法施行後の経験と中小企業政策審議会における本法改正に関する意見の内容に照らし、また、第四十七回国会における「中小企業の危機打開に関する決議」の主旨を尊重し、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめることにより、下請事業者の利益を保護するための措置を講じようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 発議者、衆議院議員田中武夫君。

○衆議院議員(田中武夫君) 社会党提出、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案について、提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり中小企業問題は、今日わが国産業経済の最も重要な課題の一つであり、最近における中小企業の危機的様相は、まことに憂慮にたえないところであります。こうした中小企業の危機を端的に示し、中小企業が直面している各種の問題を、最も集約的に包含しているのが下請企業であります。わが国の下請取引関係は、経済の二重構造のもとで、親企業が下請企業を収奪することによって自己の資本投下を節約し、雇用労働者の労働条件抑圧の効果をおさめ、下請企業を景気変動の安全弁として利用するといきわめて冷酷な日本の特殊性を持つものであります。

下請企業は、このような下請制の本質から、平常の事態においても、親企業の恣意的な下請単価の設定、長期手形による下請代金の支払い、さらにはきわめて不明確な下請契約等、常に不安定な立場に置かれておりますが、企業例産の記録が毎月更新される最近の経済情勢においては、さらに一方的な発注の打ち切り、極端な単価の切り下げ、あるいは商取引の範疇を脱した支払い条件の悪化等一般化しており、下請企業の苦況はきわめて深刻なものとなっております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

といつても過言ではないのであります。

われわれは、このような下請関係は、基本的に広範かつ強固に下請制の利用を許しているわが国の前近代産業秩序に基因するものであり、その改革には、まず中小企業省の設置と公正取引委員会の抜本的強化が必要であると考えております。しかし、近代の下請関係の確立をはかり、下請企業が親企業と対等の立場で取引し得るようになるためには、こうした組織の整備と相まって、下請関係の特殊性に立脚した強力かつ包括的、統一的な下請関係法制を確立することが必要であると考えているのであります。かような見地から、われわれは中小企業等協同組合法、中小企業団体法による団結権、団体交渉権をより明確かつ強力なものにし、下請企業者の団体と親企業の間で締結された協定には法的拘束力を認め、協定の基準が一般化されるような措置をとり、中央・地方に下請関係調整機関を整備する等の点について、目下鋭意検討を進めているのであります。

かかるに、今日政府のとっている下請企業対策は、きわめて消極的な立法である下請代金支払遅延等防止法は、一般的に独禁法、中小企業法策があるにすぎず、下請関係の特殊性に着目した積極的な対策は何一つないのが実情であり、今回ようやく下請代金支払遅延等防止法改正案が提出された程度であります。しかも、この改正案は、昨年末衆議院本会議で行なわれた「中小企業危機打開に関する決議」の趣旨、中小企業政策審議会下請小委員会の中間答申及び法施行の経験に基づき提出したと称しておりますが、その内容は、現行法の解釈を明確にするほか若干の規制を行なうにとどまり、最も重要な手形サイト、トンネル会社等の問題は、すべてこれを回避したまこととに不十分なものであります。これでは下請関係の改善は何ら進展しないにひとしいと言わなければならない。

あげることができると考えるものであります。下請代金の支払い遅延を防止することは、当面最も緊急を要する課題であり、また、政府提出改正案があまりにも不十分な内容であることにかんがみ、その対案として、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、その内容を御説明申し上げます。改正の第一点は、親事業者の範囲を拡大することです。第一は、資本の額または出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者である場合でも、業種によつては公正取引委員会規則で定める範囲において、親事業者とすることです。これは下請取引の実態にかんがみ、一千万円以下のものも親事業者として規制しようとするものであります。その第二は、所定の資本の額または出資の総額を有する法人たる事業者から資本的、人的に支配を受けており、かつ、その事業者に対し物品を販売し、またはその事業者から物品の製造委託、修理委託を受けることを主たる事業としている法人たる事業者であつて、個人または所定の資本の額もしくは出資の総額を有する法人たる事業者に対し製造委託、修理委託をするものを親事業者とすることです。これはいわゆるトンネル会社を規制するものであり、下請企業の資本力がトンネル会社を上回っている場合でも、トンネル会社を支配している企業の資本力に依り、トンネル会社を親事業者として規制するものであります。改正の第二点は、親事業者は、下請代金の支払いを手形で行なう場合、手形の満期が下請代金の支払い期日後でなければ到来しない手形を交付してはならないこととあります。すなわち、親事業者がやむを得ず手形で下請代金を支払う場合でも、給付を受領した日から六十日以内に満期が到来する手形でなければ交付してはならないのであります。本来下請代金は、給付の受領と同時に現金で支払うべきものであり、かりにやむを得ず手形で支払う場合は手形サイトを明確に規定することが必要であります。この改正は、下請代金の支払いを本来あるべき姿に近づけようとするものであります。

あります。

改正の第三点は、親事業者が下請事業者に対し交付すべき書面の記載事項について、下請代金の支払い方法その他の事項を追加し、その記載事項は公正取引委員会規則で定めることとし、この違反に対しては罰則を科することであり、現行法及び政府提出の改正案は、単なる訓示規定にとどまり、親事業者が交付書面を交付せず、あるいは所定の事項を記載しないことによつて、下請代金の支払いを遅延することを的確に規制することができないものであります。そこで本改正案は、罰則をもつてこれを順守せよとするものであります。そこで本改正案は罰則をもつてこれを順守せよとするものであります。

改正の第四点、原材料等の対価の早期相殺等の規制、改正の第五点、遅延利息の支払いの勧告は政府提出の改正案と全く同様であります。

改正の第六点、第五点の書類の作成及び保存の義務を下請台帳の作成保存義務とし、これの記載事項に遅延利息の支払いを追加することであり、これは本法制定後今日まで九年間、遅延利息を支払わせた事例が一件もない実情にかんがみ、特に規定したものであります。

改正の第七点、公正取引委員会が本法違反に対し勧告を行ない、これに従わなかったため公表した場合、独禁法の適用があることを念のため明確に規定することであり、

改正の第八点、中小企業庁長官は下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認める場合、報告をさせまたは検査することができ、これになつておりますが、これを「特に」を削り、必要があると認める場合行ない得ることとするものであります。

以上、提案理由及び要旨を簡単に御説明申し上げましたが、十分御審議の上すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 発議者、衆議院議員麻生良方君。

○衆議院議員(麻生良方君) ただいま議題となり

ました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

最近毎月のように記録を更新している企業倒産件数の約三割は下請中小企業と言われております。下請が苦境に立たされた最大の原因は、言うまでもなく親事業者の支払い条件の悪化であります。

中小企業庁調査によりますと、昨年一―三月で一千二百六十一社の親事業者のうち三百六十七社が下請法違反であつたし、四―六月には一千四十五社のうち三百四十四社が違反していることが判明しました。監査官庁の調査によつてすら全体の約三割が違反しているという事実、しかも、このような違反が現行法の制定から減少するのではなく、むしろ増加している点、下請事業者の根の深さがうかがわれるのであります。

政府も、現行法の不備に着目されて、総理大臣の諮問機関である中小企業政策委員会をして、現行法の改正を目的とする下請対策を諮問し、これに基づいて改正案を提出されておりますが、政府としての当然の措置であつたと思ひます。

私も、かねてより現行法の全面改正案を検討いたしました。法律の名称も「下請関係調整法」と改称し、下請代金の支払い遅延防止のみならず、下請関係全般にわたる正当な秩序と取引関係の確立、下請事業者の育成と振興にわたる法の全面改正案をすでに用意しております。したがつて、これは商法上の契約関係に触れ、経済法の改正としては根本問題に触れる大改正となり、法案審議にも相当の長時間を要します。われわれとしては、このような大改正はそれとして、当面は緊急措置としての一部改正をすみやかに実現に移すことの必要性が、優先すると考えます。この方針に立つて、私も本年二月に緊急を要する一部改正案として提案したのが今回の一部改正案であります。

改正点は三つあります。第一点は、法の解釈として、また法の運営として、まことにあいまいな扱いをうけている「第二条の二」の法定支払期間と検収期間との関係を明確にした点であります。

す。現行法では法定支払い期間が六十日以内と定められておりますが、支払いに至るまでの間に必ず行なわれるであろう物品検収の期間は、法定期間に含まれるのか含まれないのか法律に明記されておられません。したがつて、親事業者の支払い期日が法定期間を過ぎるとしても、それは親事業者にとつて必要とした検収期間をさらに加えた期間であつたといへば、それは違法ではないことになり、支払遅延を招く法律上のあいまいさをまず排除することに置きました。

改正の第二点は、第七条の「勧告等」の条項に新たに「親事業者が法定期日以内に支払いしない等の不正行為を行つた」と公正取引委員会が認める場合、公正取引委員会が特に必要ありと判断するときは、その不正事実を公表することができ、ことにした点であります。第七条一項、二項には、まず不正行為を取りやめるよう勧告をする規定があり、同三項には、その勧告に従わなかったときは公表することができるとの規定がありますが、今回の改正点は、勧告なしで直接に公表することもできるという改正であります。これは親事業者の故意の遅延を絶滅せしめるための当然の措置でありまして、現行法のように勧告期間を過ぎてから公表というように長時間をかけるのでは、その間支払い遅延期間が長くなり、下請事業者の窮状は一そうひどくなる一方なのであります。

改正の第三点は、公正取引委員会の勧告の一つとして、新たに遅延利息の支払いがおくれている場合、それを支払うべきことを勧告することができ、ことにした点であります。第四条の二に遅延利息が法定されているのでありますから、これが支払い遅延についても、代金の支払い遅延の場合と同じく、公正取引委員会の勧告権が発動するのは当然であります。これが欠けていたのは現行法の不備といふはあります。

以上三つの改正点は、いずれも下請代金等の支払い遅延を防止するための現行法の緊急是正点のみであります。

私どもは以上三つの改正点をまず緊要と判断し、あえて改正点をこの三点に限定して提案したのであります。

何とぞ、慎重審議の上、本案に御賛成あらんことを希望いたしまして、提案理由の説明を終わります。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で四案に対する提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、いずれも後日に譲ることになります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、小規模企業共済法案を議題といたします。

本案につきましては、衆議院において修正されたいので、まずその修正点の説明を聴取いたします。衆議院議員大村邦夫君。

○衆議院議員(大村邦夫君) 小規模企業共済法案の一部修正案に対する趣旨説明を行ないたい。ただいま議題となりました小規模企業共済法案について、衆議院商工委員会において修正いたしました修正部分について、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、本法案におきます小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が鉱工業等においては二十人、商業またはサービス業においては五人以下の個人事業主及び会社の役員となつてゐるのであります。このような小規模企業者の定めは、中小企業基本法にのつてゐるところであります。この規定は小規模企業における業種の従業員の数と主として、その業種が個人事業主であるか会社の役員であるかに区分し、小規模企業に制限を設けてゐるのであります。

しかしながら、現在わが国における小規模企業と言われまふものの中には、経済事業を営む者と、経済事業を行なう者とがあつて、その経営形態で企業または組合組織によつてゐるのであります。このように経営形態が異なる二つの一方を本法案の対象とし、組合組織をとつてゐる中小企業団体を制度上認めてゐるに不十分であつて、これらの

組合等については小規模企業共済制度への加入対象外になっているのであります。このようなことではあります、小規模企業振興対策の一環としてこの法案の趣旨に沿わないことになりまゝので、この際、小規模企業の経営指導に多大の貢献を果たしてあります中小企業団体の役員を小規模企業者の範囲に加え、本制度の拡充をはかることとしたのであります。

次に、修正の要点を申し上げますと、中小企業団体であつて、政令で定めるものの役員を小規模企業者の範囲に加えたこととあります。その他関係条文の整理修正を行なつたものであります。以上が修正をいたしました趣旨及び内容でございます。何とぞ御審議の上御賛成をお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で、修正点の説明は終了いたしました。次に、政府委員から補足説明を聴取いたします。

○政府委員(中野正一君) 小規模企業共済法案についての補足説明をいたします。小規模企業共済法案提案理由を大臣から御説明があつたわけでありまして、この法案の要旨は、要するに小規模企業が相互扶助の精神に基づきまして、退業、廃業後におきまゝ生活の安定あるいは事業の再建に備へまして、日ごろからの拠出によりまゝる共済事業を行なうことに對しまして、国からも所要の助成措置を講じまして、特にこの契約主体となる事業団につきまゝしては、全部の費用でもつてこれをまかなう。そういったしまして、これを安全確実な制度として確立したいということが趣旨でございます。

法案の内容に従ひまして、問題点を御説明したいと思ひますが、まず、本共済制度の対象となりまゝる小規模企業者、これは第二条に定義がございまして、當時使用する従業員の数が二十人以下の個人で、工業その他の業種をやつてゐる者、商業、サービス業につきまゝして、従業員が五人以下の個人あるいは会社、それからいま御説明

がありまゝした衆議院の修正によりまして、このやうな小規模企業者を主体としております組合の役員というものもこれに入つてくるわけでございますが、この小規模企業者の数がどの程度かというところでございまして、総理府の三十五年度の事業所統計によりまゝると、約三百万人と推定されております。そのうち、個人事業主が約二百七十万人あります。業種別にみますと、いうと、商業、サービス業が約七〇%、製造業が約一六%となつております。

次に、本共済制度の特色について申し上げますと、まず第一に、共済の契約者、小規模企業者が、もちろんこれは事業団と任意に共済契約をするわけでございますが、この共済契約者が納付する掛け金、これは最低月に五百円、最高十口で五千元ということに法律でなつておりますが、この掛け金につきましては、生命保険料控除の適用があるということになっております。掛け金五万円につきまゝして、年額三万五千元の限度で所得控除が生命保険料の納付については認められておりますので、この掛け金についてはこの中でひとつ所得控除をやろう。これは昭和三十七年に自営業種についてどの程度まで生命保険の控除が行なわれておるかということを見ますと、平均して二万二千元になっております。そうしますと、最高三万五千元までは所得控除があるわけでありまして、二万二千元を引きました一万三千円が、掛け金をしてもそれだけはまだ所得控除を受けられる余裕があると、こういうことになるわけでありまして、この生命保険料控除の適用によりまして、小規模企業者の納付する掛け金については税法上の特典が受けられる、こういうことになっております。

それから、退業、廃業あるいは死亡等のときに共済金を事業団から給付するわけでありまして、この共済金につきまゝしては、共済契約者が生存中に受け取るものにつきまゝしては、これは一時所得になるわけでありまして、これは退職所得にすべきじゃないかという議論もございまして、この

案では一時所得になる、税法上はそういうことになつておりまして、そうなりますと、税金の關係でございまして、一時所得になりますので、たとえば五十万円なり四十万円なりという共済金をもらいますと、税關係はどうなるかということもございまして、そのうちで掛け金に相当する部分がございまして、これには税金はもちろんかかりません。したがつて、掛け金相当分を除きまゝした共済金の受け取り金額、これが一時所得として取り扱ふということになります。その場合には、所得額が三十万円——共済金を三十万円以下もらいますと、これは全額控除になります。それから三十万円をこえて四十五万円未満のものにつきまゝしては、六十万円からその所得額を引いたものを特別控除する。それから四十五万円以上の場合には、十五万円の特別控除、こういうことに相なるわけでございます。

それから次に、共済金支給でございます。これは第九条にございまして、どういふ場合に共済金がもらえるかというところでございまして、第一が事業の廃止、これは会社の場合は会社を解散するということもございまして、個人事業主の場合には事業がもうやつていなくなつてやめる場合、それから事業主が年をとつて子供さんに事業を譲るといふ場合もございまして、このときも事業主としての地位を失うわけでございますので、事業の廃止になります。会社の場合はこの場合解散。それからこれは満期が三十年ということになっておりますが、満期までかけた場合、この二つの場合を特に優遇をいたしまして、有利な共済金を受けられるということになっております。それからその次の場合は、会社の場合におきまして退職をした場合、これは任意に退職するわけでありまして、退職をして会社の役員でなくなつた場合、それから六十五歳以上で二十年以上かけた場合共済金をもらいたいという請求があつた、この二つの場合がその次のケースでございまして、いま申し上げましたように、事業の廃止の場合と退職の場合、これは幾ぶん給付金を変えていまして、事

業の廃止に有利なように扱われておりまして、掛金五千元の場合で、これは別表にありますが、十年で八十八万三千二百円、二十年で二百五十五万六千七百円、三十年で五百七十二万七千八百円の共済金を給付するということになっております。それからその次に、本共済制度の運営につきまゝして、第四十二条に業務の範囲がございまして、この四十二条の第一項の各号に規定されておりますと、小規模企業共済事業団で行なうということになつておりますが、その業務の一つといたしまして、この共済契約者及びこれを主たる構成員といたしまする団体に対して、この事業資金について低利の還元融資ができるということにいたしております。

さらに、五十条でございまして、五十条に余裕金の運用ということが書いてございまして、余裕金の運用にあたりましては、安全確実かつ効率的に行なうことを前提といたしまして、しかも小規模企業者に融通されるよう配慮する、特にまた商工組合中央金庫の債券の取得を主体といたしまして、関係金融機関への預託等を行なうことになつております。

それから最後に、本共済制度の運営の見通しでございますが、これはなかなかいまのところ見通しもむずかしいのでありますが、御承知のように、この小規模企業共済制度をつつてほしいということは、全国の中小企業者、特にその団体であります中小企業団体中央会、それから各地方にありまゝる商工会、それから商工会議所、それから税關係では青色申告会というふうな各方面から非常に要望がございまして、一部では民間でもこれをひとつやろうじゃないかという空氣もあつたのでございまして、いろいろやつてみますと、うと、民間でやれば相当経費もかかりますし、それから相当長期に掛け金をしてもらふのでございまして、それを安全確実に運用し、また共済金等についてもできるだけひとつ小規模企業者に有利なように支給をしようというふうなことを考へますと、なかなか民間ではできない、それで因

の機関でやっつけたいという要望があったわけでありました。そういうこともございますので、都道府県はもちろんのこと、商工会、商工会議所、中央会等の中小企業団体及び金融機関に協力をしていただきまして、この加入促進等をはかりたいと考えておりますが、昭和四十年度は初年度でございまして、これは加入目標を一応三万人というふうに見ております。次年度以降増加させるようにいたしまして、四、五年後には大体三十五万から四十万程度の加入、余裕金が全体で二百億程度になるのじゃないかというふうな見通しを持っております。

なお、本共済制度の普及をはかるために、第四十三条に規定しておりますとおり、調査、広報、加入手続、掛け金の徴収等に関する業務の全部もしくは一部を広く商工会、商工会議所、中小企業協同組合その他の中小企業団体に委託することができるよう規定になっておりまして、これに対しては委託手数料を払うということにいたしておりますので、この制度の普及とあわせて中小企業団体の組織化の強化にも役立つのじゃないかというふうな考えをしております。

なお、最後に予算関係でございますが、これは二十六条にございしますように、事業団に対する出資は全部政府出資といたしまして、これは初年度四千万円の出資をいたすことになっております。それから法律には出ておりませんが、予算書でございましておきまうように、この事業団に対する事務経費は全額国が持つということで、事務経費の補助三千万円、これは一応四ヵ月分を見ておりますが、事務経費が三千万円というふうな予算になっておるわけでございます。

簡単でございますが、この法律案の補足説明を終わります。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終了いたしました。

○上原正吉君 おやねをちょっといたしますが、

この共済金ですね、支給される共済金と掛け金と、たとえば一万円かけたら何回の共済金が出るか。かけるほうは一万円ずつ百回かけたら百万円になる。これは五百円です。十回で五千円、百回で五万円ということになります。その掛け金と、それからその条件を備えて共済金を受け取るべき共済金の比率はどんなふうなことになるか。

○政府委員(中野正一君) これは先ほど申し上げました共済金の計算は、事業主が廃業する場合と、それから満期になる場合、これがちよつと有利になっております。それから退職の場合、それから六十五歳以上で二十五年以上かけた場合、これがちよつと一割程度の差を設けておりますが、廃業の場合で申し上げますと、これは利回りで一応計算したほうがおわかりやすいかと思いますが、七分二厘程度の半年復利の計算、そういうことで共済金の金額は別表に書いてあるわけでございます。

○上原正吉君 その廃業の場合でなくて、そのほかあと三つ四つあるわけですね、いま。

○政府委員(中野正一君) 廃業の場合とそれから三十年満期の場合が七分二厘程度になっております。それから退職の場合、それから六十五歳以上で二十五年以上かけた場合というのが、半年復利で六分余というふうになっております。

○上原正吉君 そうすると、これはいわれる何といますか、昔から月掛け貯金というやつがありますね、それとあまり変わらないように思いますが、場合によつては月掛け貯金のほうがもっと利回りがいんじゃないかと思われませんか、こういうことで相当な加入者があるというお見込みなんですか。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘がございましたように、これはまあ小規模企業者の共済制度でございまして、廃業等に特に重点を置いてやっておりますが、利回りだけからいいますと、いま御指摘のようなことになりませんが、これは非常に長期にわたって掛け金をやるわけでございます。

ので、その安全性等も十分見なければなりません。できるだけ共済金の給付については、この小規模企業者のかけた方々の有利なような計算方法をいたしております。大体現在ある制度では御承知と思いますが、労働省でやっております中小企業の退職共済事業、例の中小企業に勤めておる従業員の退職金制度、これと大体計算上はほぼ同じような計算になっております。ただ労働省の共済事業団につきましては給付金について一部国庫補助をいたしているわけでございます。これは三年以上かけますという、月の掛け金二百円につきまして五割、それから十年以上かけますと、月の掛け金二百円についてその一割の二十円の補助金がついておるわけでございます。

○上原正吉君 月掛け貯金とあまり変わらないような率で共済金が支払われるということが、すてにあまりありがたい制度ではないかということになるかと思うのです。ことに国の補助がないとすれば、これはもう中小企業者の期待に反すること大なるものがあるんじゃないかと心配するわけなんです。まあさしあたりこういう制度から出発していかなければならぬという事情もよくわかりますし、また将来改善されていくであろうという期待も持っているわけなんです。しかし、それだけでは救われない問題が残る。というのは、いま長官は、二十年、三十年先のものを払うのだから、安全性を考えなければならぬとおっしゃったが、それは話があべこべだろうと思う。二十年先、三十年先の七十万円といふの七十万円ではおそろくわけが違ふと思うのです。物価は開闢以来の、年々歳々じりじり上がっているのだから、二十年も三十年もたつてから保険金を受け取ってみたらたばこ一つしか買えなかった、給料の何割かを積み立てて保険をかけて、保険金を受け取ったらたばこ一つしか買えないと、こういうことにならねない。こういう制度は、長期に掛け金をかければかけるほど、かける人の危険が大きくなるわけなんです。危険というよりも、むしろ私は損

害というほうが確実だと思ふくらいなんです。この点に対してどういう対策があるんでしょうか。

○政府委員(中野正一君) 確かに非常に長期にわたって掛け金をかけて、相当長い先で給付金なり共済金をもらつたところで、その間にいろいろ経済情勢の変動等によって物価の変動などもございします。そういう点も配慮いたしまして、法律の第五十八条に「掛金及び共済金の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする」ということで、給付をどのくらいにするかということは、五年ごとに再検討をするという条項で、ただそれだけでは足りないの、むしろスライド条項といひますか、物価等の変動に応じてそういうような議論も出てくるかと思ひますが、この第五十八条を十分活用しまして、そのときの情勢に合ったように善処してまいりたいというふうに考えております。

○上原正吉君 どうも御説明では不十分なように思ふのです。五年ごとに掛け金の金額と支給する共済金の金額とがかわつていくことだろうと思うのです。そうすると、やはり五年ごとに変わつても一年ごとに変わつても理屈は一様で、古くかけた者は何といひますか、高価な掛け金をしたことになるといひますか、高価な掛け金をしたことに比べていくんじやないかと思ふので、結局物価というか、通貨の価値というか、それにスライドするといふ制度でないと、ことに零細業者を救うために立てた制度としては不完全じゃないかと思ふんですが、もう少し手厚い給付は考えられないものでしたか。

○政府委員(中野正一君) いま政府としては、いまの五十八条の条項等を十分活用してやつてまいりたいと。しかし、これはわが国の一種の社会保険といひますか、そういうふうなこともまあ一種の社会保険制度に近い制度でございまして、そういうほかの制度等を十分研究いたしまして、そういう物価の非常な変動、長に期間にわたるそういう問題に対して一体どうするかということは、

今後の問題として十分これは考えていかなきゃならぬ問題だと考えております。

○上原正吉君 私は今後の問題としてさらにさらに歩を進めて、零細な業者がつまり耐えられなくなつて廃業するような羽目に立ち至つた場合にはこれを国家が補助するというくらいな覚悟でこういう制度を運営しなければ、その実効をおさめることは困難だと思ふんです。率直に極端に申し上げれば、現在存在する零細企業というものがことごとく強大化していくと、そういうことになるはずがないのでありまして、零細業者の中でも自然と、いままでがそうであつたように、これからは勝負がついていく、だんだんと零細業者の数が減っていく、そして強大な業者が残っていくことに、いままでがそうであつたようにこれからもうそうなるだらうと思ふんです。そういう場合に、競争に落後するというのが——落後者がないように保護をするということになると、これはもう零細業者を社会保障制度で救うということになつてきますから、趣旨説明、補足説明でおつしやつていたように、いやくも企業であるものを社会保障制度で救済するということはどうもいかかと思はれるのです。そこで落後する場合には、もう社会保障制度を加味してこれを救済する、つまり零細業者というものが廃業しやすくなるように、わかりやすくいえば、国の費用で保護を与えるというのが本筋ではないかと思ふのですが、その点は中小企業庁としてどうお考えなんですか。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘がありましたが、最近のこの中小企業を取り巻く環境というものは、非常に情勢がシビアで、特に日本の産業構造が大きく変わりつつある、しかもいわゆる開放経済体制下に入りまして、そういう国際的な競争にも耐えていかなければならぬ、特に一番中小企業がいま問題になっておりますのは、御承知のようにいわゆる賃金格差がだんだんなくなりつつございまして、いわゆる安い豊富な労働力に依存したような経営ということが非常にむづかしくなつて、その経営がどんどん近代化の過程

を、好むと好まざるにかかわらずそういう情勢に追い込まれつつあるのが現在の情勢でございます。その意味で特に零細業者等を中心にして、相当その転業、廃業というような情勢に追い込まれるのじゃないかと、まあこういうことでございまして。またそこをどうにか転換なりをやりまして、新しい経済情勢に合うような形に持つていくということが、政府のやるべき政策としてやつていかなければならぬことだと、それは御指摘のとおりだと思います。したがうして、これはいままでのところは、そういういわゆる一口に、簡単に言えば転換対策でございますが、こういうものが非常に不十分であつた、またこの小規模共済制度でそういうものをねらつていたというにしては、あまりにこれは不十分な制度じゃないかという御指摘もそのとおりでございます。ぜひこれは今後の中小企業対策の大きな柱として、いわゆる転換対策というものをどういふふうを持つていくか、それをスムーズに持つていくということが、政府の政策としてこれは大いに考えていかなければならぬというふうに考えております。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もなければ、午前の審議はこの程度にとどめまして、午後は一時に再会することにいたし、これにて休憩いたします。

午前十一時五十分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月二日)

一、小規模企業共済法案

小規模企業共済法案

(小字及び——は衆議院修正の部分)

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。
一 常時使用する従業員の数が二十人以下の個

人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が五人以下の個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げるものを除く)に属する事業を主たる事業として営むものの役員

四 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものの役員

五 特別の法律によって設立された中小企業団体(企業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又は第三号若しくは前号に規定する会社を前号又は同様の構成員とするものに限る)であつて、政令で定めるものの役員

2 この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が小規模企業共済事業団(以下「事業団」という)に掛金を納付することを約し、事業団がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいう。

3 この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者である個人たる事業業者及び会社(以下「中小企業団体」といふ)の役員をいう。

(契約の締結)

第三条 小規模企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

2 個人たる事業業者であつて会社等の役員を兼ねる小規模企業者は、次の各号の一に掲げる地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

一 個人たる小規模企業者としての地位

二 会社の役員たる小規模企業者としての地位

位(二以上の会社の役員を兼ねる小規模企業者)であつては、そのいずれか一の会社の役員たる小規模企業者としての地位)

3 二以上の会社の役員を兼ねる小規模企業者(前項に規定する者を除く)は、そのいずれか一の会社の役員たる小規模企業者としての地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

4 現に共済契約者である小規模企業者は、新たな共済契約を締結することができない。

5 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 共済契約の申込者が第七条第二項の規定により共済契約を解除され、その解除の日から一年を経過しない者であるとき。

二 共済契約の申込者が偽りその他不正の行為によつて共済金又は解約手当金(以下「共済金等」といふ)の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結する共済契約にあつてはその会社等の名称を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

3 事業団は、共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

(共済金)

第九条 事業団は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。ただし、第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合において、共済契約者の掛金納付月数が十二月未満のときは、この限りでない。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係

る共済契約者については、その会社（の解散）があったとき。

二 会社。の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者については、前号に掲げる事由が生じないでその会社。の役員でなくなったとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十日以上である共済契約者については、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があったとき。

四 前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月数が三百六十月に達したとき。

2 共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円及びその五百円を順次こえる五百円ごとに区分した場合における各区分（以下「掛金区分」という。）に應ずる区分共済金額（その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分に應ずるものを除く。）の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、第一項第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額とする。

（業務の範囲）

第四十二条 事業団は、第二十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 この法律の規定による小規模企業共済事業を行なうこと。

二 共済契約者（会社。又は企業組合としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社。以下この号において同じ。）又は主として共済契約者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、その共済契約者又は事業協同組合その他の団体の事業に必要な資金

の貸付けを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行なわれなければならない。

四月三十日委員会に左の案件を付託された。

一、発明、発見者及び考案者にパッジ交付の請願（第一八四八号）

一、滋賀県に中小企業金融公庫支店開設に関する請願（第一九九九号）

一、物価値上げ反対に関する請願（第二〇五五号）

一、電灯線引込口に避雷設備設置に関する請願（第二〇六五号）

一、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく基本計画の完全実施に関する請願（第二〇六六号）

第一八四八号 昭和四十年四月十六日受理
発明、発見者及び考案者にパッジ交付の請願
請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢四
五日本民間防火研究会内 星野亨

紹介議員 小柳 牧衛君
文化国家の発展に資する発明・発見・考案を盛んにするため、発明、発見者及び考案者に対し、適当なパッジを交付せられるよう懇願するとの請願。

理由
現今、各議會議員、公務員並びに各種団体職員がパッジをつけているにもかかわらず、科学技術の進歩に重大な貢献をした発明、発見、考案者に対し、パッジを交付していないことは、発明、考案等を盛んにするには不利である。パッジをつけておれば、一般民はこれを見て、発明考案者と話し合ふ機会を得、発明考案者はこれにより発明、

考案者のヒントを得、発明、発見、考案の実現は増進される。外国に支払う特許権利は多大であり、国内において、できるだけ研究すべきである。なお、同趣旨の請願は、昭和三十七年五月七日衆議院で採択されたが、いまだ、実現にいたっていない。

第一九九九号 昭和四十年四月二十一日受理
滋賀県に中小企業金融公庫支店開設に関する請願
請願者 滋賀県議會議長 岸本久一郎
紹介議員 西川基五郎君

滋賀県の特種事情を考慮して、すみやかに県内に中小企業金融公庫支店を開設せられたいとの請願。

理由
わが国経済の高度成長に伴って、本県も次第に農業から工業へと移行しつつあり、従来の地場産業と相関連しつづける飛躍的伸長を目前として、県においても着々その諸施策を進めているのであるが、県内業者の強い要望にもかかわらず本県内に中小企業金融公庫の開設をみないため、この制度が十二分に活用されず、本県中小企業発展を阻害する大きな原因となっている。

第二〇五五号 昭和四十年四月二十二日受理
物価値上げ反対に関する請願
請願者 京都市左京区丸太町新道上ル京都教職員組合 内糸井一外四十六名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第二〇六五号 昭和四十年四月二十二日受理
電灯線引込口に避雷設備設置に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字四五四
五日本民間防火研究会内 星野亨
紹介議員 小柳 牧衛君

落雷による感電死傷等を防止するため、電気工作物規程を改正し、電灯線引込口に必ず避雷設備を

設置するよう、特段の御配慮を懇願するとの請願。

理由
一、本件については、昭和十五年以來六回にわたる衆参両院に請願し、そのたびに採択されているが、願意はまだ実現されていない。

二、各家庭とも電気器具の利用度が高くなっているのに、避雷設備のないのはまことに危険である。

三、官設の電信、電話線の引込口には、必ず避雷設備があるので、電信電話開設以來今日に至るまで落雷による感電死傷等の例がない。

四、避雷施設の設備費は各自が負担することにして、すみやかに願意を達成せられるよう雷害地方の住民は切望している。

（昭和三十七年、衆議院に提出した請願書参考添付）

第二〇六六号 昭和四十年四月二十二日受理
「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく基本計画の完全実施に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢四
五日本民間防火研究会内 星野亨
紹介議員 小柳 牧衛君

豪雪地帯の住民生活の安定を期するため、豪雪地帯対策基本計画に基づき、左記事項を完全に実施されるよう特段のせん議を願いたいとの請願。

一、田畑の作付け対策について指導、配慮を行なうこと。

二、地方交付税の積雪補正率を増加すること。

三、固定資産税を引き下げること。

四、学校等公共施設の除雪費を全額国庫負担とすること。

五、豪雪期における国道の交通確保を図及び県の責任で行なうこと。

六、除雪機械及び雪上車の購入経費を大幅に助成すること。

七、重要路線の流水溝及び湧水融雪装置について

特別措置をとること。

八、融雪、なだれ等による災害に対する大幅な援助となだれ防止林造成事業への援助措置をとること。

九、中小企業及び一般住民の越冬物資確保のための融資及び財政援助を行なうこと。

理由

新潟県の豪雪地においては、本年は春になって降雪がつづき、田畑地上に二メートル前後の積雪があり、水田の苗代も畑作も出来ず、住民は雪ぜめの中で困難な生活をしているから、本年は特に、豪雪地帯対策基本計画の完全な実施が必要である。